

国立大学法人富山大学役員報酬規則

平成 17 年 12 月 1 日制定	平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 4 月 1 日改正	平成 19 年 10 月 1 日改正
平成 21 年 5 月 28 日改正	平成 21 年 12 月 1 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正	平成 22 年 12 月 1 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正	平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 3 月 25 日改正	平成 27 年 6 月 23 日改正
平成 28 年 2 月 22 日改正	平成 29 年 1 月 24 日改正
平成 30 年 2 月 27 日改正	平成 31 年 1 月 29 日改正
令和元年 12 月 24 日改正	令和 2 年 6 月 23 日改正
令和 2 年 11 月 30 日改正	

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学の学長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 役員報酬は、常勤の役員については、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任生活手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び地域手当とする。

(本給)

第 3 条 常勤役員の本給表は、次に掲げるとおりとする。

号 給	報酬月額
7	1,035,000 円
6	965,000 円
5	895,000 円
4	818,000 円
3	761,000 円
2	706,000 円
1	634,000 円

2 常勤役員番号は、次の各号に掲げる範囲内で、経営協議会の議を経て学長が定める。

- (1) 学長 7号給又は6号給
- (2) 理事 4号給以内
- (3) 監事 2号給以内

3 前2項の規定による場合に、その常勤役員任命が著しく困難になると認められるときは、前2項の規定にかかわらず学長は経営協議会の議を経て本給を決定することができる。

(非常勤役員手当)

第4条 非常勤役員手当は、月額とし、次のとおりとする。

理事 229,000 円

監事 198,000 円

- 2 前項の規定による場合に、その非常勤役員の任命が著しく困難になると認められるときは、前項の規定にかかわらず学長は経営協議会の議を経て月額を決定することができる。

(地域手当)

第5条 地域手当は、国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）

第11条に規定する地域手当の支給要件に該当する役員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第11条の規定を準用する。

(広域異動手当)

第5条の2 広域異動手当は、国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第11条の2に規定する広域異動手当の支給要件に該当する役員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第11条の2の規定を準用する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規則第13条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第13条の規定を準用する。

(単身赴任生活手当)

第7条 単身赴任生活手当は、職員給与規則第14条に規定する単身赴任生活手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、単身赴任生活手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第14条の規定を準用する。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給、地域手当及び広域異動手当、本給、地域手当及び広域異動手当に100分の20を乗じて得た額、本給に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、次表(1)に定める期別支給割合及び

基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(2)に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

(1) 期別支給割合

支給期	支給割合
6月期	100分の167.5
12月期	

(2) 在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

- 前項の規定による期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を勘案し、学長が経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。
- 本学の職員又は国家公務員であった者が引き続いて本学の役員となった場合、役員就任前の当該職員等の在職期間は第8条第2項で定める在職期間に通算できる。
- 期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第28条の規定を準用する。

(月の中で就任又は退職した場合の本給)

- 第9条 月の初日以外の日において新たに任命された役員に当月分の本給を支給する場合は、本給の日額に月の初日からその者が役員に任命された日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を本給から控除する。
- 月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の本給を支給する場合は、本給の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額を本給から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の本給は、当月分の本給の全額を支給する。

(本給の日額)

- 第10条 前条に規定する本給の日額は、本給を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額とする。

(報酬の支給日)

- 第11条 役員の報酬(期末特別手当を除く。)は、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、土曜日に当たるときは16日、月曜日で、かつ、休日に当たるときは、18日に支給する。
- 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給

する。

(報酬の支払方法)

第 12 条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員が報酬につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第 13 条 この規則により計算した金額に 50 銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第 14 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日から引き続き役員であった者の受ける報酬又は非常勤役員手当の額が、同日において受けていた額に達しないこととなる者には、経過措置として報酬又は非常勤役員手当のほかその差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 前項の規定による経過措置を適用される者には、第 5 条に規定する地域手当を支給しない。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 4 月 1 日施行役員報酬規則附則第 2 項の規定による経過措置を適用される者には、第 5 条の 2 に規定する広域異動手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 5 月 28 日から施行する。
- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末特別手当に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については、第 8 条第 2 項第 1 号の表支給割合の項中「100 分の 160」とあるのは、「100 分の 145」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行後の平成 18 年 4 月 1 日施行役員報酬規則附則第 2 項の適用については、「同日において受けていた額」とあるのは、「同日において受けていた額に 100 分の 99.68 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）」とする。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 8 条第 2 項第 1 号の表中「100 分の 155」とあるのは、「100 分の 150」とする。
- 3 この規則施行後の平成 18 年 4 月 1 日施行役員報酬規則附則第 2 項の規定の適用については、「同日において受けていた額」とあるのは、「同日において受けていた額に 100 分の 99.44 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）」とする。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行後の平成 18 年 4 月 1 日施行役員報酬規則附則第 2 項の規定の適用については、「同日において受けていた額」とあるのは、「同日において受けていた額に 100 分の 98.94 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 3 月 25 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 26 年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 8 条の規定の適用については、第 8 条第 2 項第 1 号の表中「100 分の 162.5」とあるのは、「100 分の 170」とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 3 条（本給）及び第 4 条（非常勤役員手当）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 前項の規定の適用日の前日から引き続き役員であった者の受ける報酬又は非常勤役員手当の額が、同日において受けていた額に達しないこととなる者には、経過措置として平成 30 年 3 月 31 日までの間、報酬又は非常勤役員手当のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 2 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 8 条の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
ただし、平成 27 年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号の表中「100 分の 165」とあるのは、「100 分の 167.5」とする。

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 24 日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。
ただし、平成 28 年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号の表中「100 分の 170」とあるのは、「100 分の 175」とする。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。
ただし、平成 30 年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号の表中「100 分の 167.5」とあるのは、「100 分の 177.5」とする。

附 則

この規則は、令和元年 12 月 24 日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。
ただし、令和元年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号の表中「100 分の 170」とあるのは、「100 分の 172.5」とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日から令和 2 年 12 月 31 日までの間、第 3 条に規定する常勤役員の本給表は次に定めるとおりとする。

号 給	報酬月額
7	931,500 円
6	868,500 円
5	805,500 円
4	736,200 円
3	684,900 円
2	635,400 円
1	570,600 円

附 則

この規則は、令和2年11月30日から施行する。

ただし、令和2年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項第1号の表中「100分の167.5」とあるのは、「100分の165」とする。